2009. 6. 1

「体罰容認」懸念の声も

最高裁判決「教育的指導の範囲」

尻をけって逃げた小学2年生の胸元をつかみ、壁に押し当て、しかった臨時講師の行為が体罰かどうかが争われた訴訟で、最高裁は4月末、体罰と認めた一、二審の判決を覆し、「教育的指導の範囲」と判断した。道内の学校現場には、教員の萎縮した指導が改善されるとの受け止めがある一方、力による指導を助長しかねないと心配する声も出ている。（渡辺徹也）

学校現場

手を上げず理解させる

教員の萎縮改善に期待

体罰に関しては学校教育法11条で「教育上必要があると認めるときは児童、生徒および学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定している。

しかし、どのような行為が体罰に当たるのかの具体的な記述はなく、そのことが、子どもの指導で教師を萎縮させているともいわれる。

国の調査では、2007年度の学校での児童生徒の暴力行為は約5万3千件で、小中高校のすべてで過去最多を記録した。教師への暴力も約7千件にのぼった。

こうした流れを受け、文部科学省は07年、体罰を原則禁止としながらも「物理的な力の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではない」とする通知を出した。

通知は、子どもに対する強い指導の必要性をうたった安倍晋三内閣の教育再生会議の議論に沿うもので、「目的や行為の態様、継続時間などから（体罰かどうかを）判断する」とした最高裁判決も、その延長線にある。

昨年6月には、東国原英夫宮崎県知事が「愛のむちといえる範囲ならば殴っても罰せられない『愛のむち条例』『げんこつ条例』ができないか」と発言して議論になった。

最高裁の判断について、政令市の札幌を除く道内公立学校の教職員の体罰を処分する道教委は、「判決によって体罰の認定基準が変わることはない」とする。ただ、「抽象的ともいえる体罰の考え方について、最高裁が判断を下した意味は大きい」と注目している。

一方、判決が「体罰容認」と受け止められることを懸念する声も学校現場には強い。

十勝管内の40代の中学教員は「手を上げることなく、教師の考えを理解させてゆくのが教育のプロ。最高裁判決は、教育目的であれば物理的な力の行使も許されるという誤った基準を教師に植えつけかねない」と指摘。

札幌市の30代の小学校教員も「力に頼った指導を認める雰囲気が強まってゆけば、特に中学校では、教師と生徒は対決の関係になりかねず、指導がエスカレートする恐れがある」と心配している。

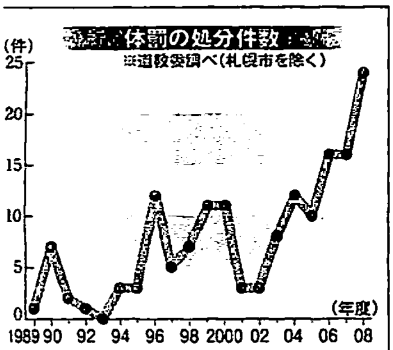

処分24件は過去最多 昨年度の道内

道教委が体罰で処分した教職員は増加傾向にあり、2008年度は24件と、過去20年間で最多だった。

教職員課は「体罰の認識が厳しくなり、学校から市町村教委への報告件数も増えている」としているが、近年は、教員が感情的に暴力を振るう事例も目立つ。

体罰かどうかの判断について、道教委は「行為の目的や態様、程度などによる」とするが、原則的に子どもを1回でもたたけば、懲戒の対象となる。

道教委の体罰認定基準

▼体罰になる例
- 殴る、ける。
- 正座、直立などを長時間強いる。
- トイレに行かせない。
- 給食で嫌いなメニューを食べさせるため居残りさせる。

▼体罰にはならない例（肉体的苦痛を与えないことが条件）
- 放課後、教室に残す。
- 授業中、教室に起立させる。
- 宿題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 授業中に頻繁に立ち歩く児童生徒をしかり、席につかせる。
- 注意するために両肩などを強くつかむ。
- 教員や、ほかの児童生徒に被害を与える行為を防衛したり、制止したりするための力の行使。

最高裁で体罰かどうかが争われた行為

2002年、熊本県天草市で、小学2年の男子児童（当時）が休み時間、通りかかった女児数人を、ほかの男児とともにける悪ふざけをした。男性の臨時講師が注意したが、男児は尻を2回けって逃げた。講師は男児を追い掛けて捕まえ、胸元を右手でつかみ、壁に押し当てて、大声で「もう、すんなよ」としかった。講師が手を離したところ反動で男児は転んだ。男児はその後、食欲が低下するなどして通学できず、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された。男児は05年に提訴。一、二審は「教育的指導の範囲を逸脱している」とし、天草市に賠償を命じたが、市が上告した。

現場の実情から議論を

国会などで教育問題に取り組む義家弘介参院議員

今回のケースは体罰には当たらず、最高裁判決は当然の判決だ。教師が胸元をつかんだことが問題の中心ではなく、注意した教師を子どもがけってしまう教育現場の実情こそが問題で、そこから議論を始めていくべきものだ。

保護者が提訴して裁判になったことや、そういう教育の背景も議論していく必要がある。一番の被害者はこの子どもで、教師をけってしまった時にしっかり反省し、ケアを行い、優しく包んでやったら事態は違ったと思う。

親が騒いできても教育委員会や校長が、しっかり説明できる土壌が今回の判決で醸成されたと思う。体罰かどうかは状況や相手、経過などで違ってくる。

今回の判決で教師が生徒の胸ぐらをつかんだり、張り手をしても良いということではない。ただ、児童の権利はあるが、自由には責任が、権利には義務が伴うことを教育現場で教えていくことが大切だ。

内面の声聞く力育てて

教育裁判に詳しい姉崎洋一・北大大学院教授（教育学）

体罰をめぐる過去の判例には容認と絶対禁止の両方がある。教育的指導として体罰を否定するのが学校教育法の趣旨だが、日本の教育裁判では、裁判官が自身の教育観を吐露し、教育政策を追認する判断を下すことがある。

判決によって体罰が容認されたとみるべきではないが、許される体罰と、許されない体罰を判別したともとれる。条件付きで認めることは、子どもの権利尊重の動きを強める世界の流れに逆行する。

体罰は、子どもの信頼を獲得できず、言葉で説得できない教師の未熟によって起きる。教師の力量は、教師が互いに議論するなかで培われるのだが、現在の学校現場は教師がばらばらにされ、個人に責任が負わされる。教室を管理できなければ「ダメ教師」の烙印を押されるため、教師は力の指導に頼る。行政は強い指導を容認する流れを作るのではなく、子どもの内面の声を聞くことのできる力の育成に注力すべきだ。

◇おことわり　「私のせんせい」「10代のファインダー」は休みました。